

2019年9月2日

厚生労働省子ども家庭局長 渡辺 由美子殿

(作成) 一橋大学名誉教授 児相被害を撲滅する会代表
水岡 不二雄



弁護士

拝啓

秋雨の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

私は、去る1月にジュネーブで開催された国際連合子どもの権利委員会の日本に対する審査に、市民社会団体「児相被害を撲滅する会 (JCREC)」代表として傍聴に参加した、水岡不二雄と申します。国連の会議場では、御庁からの代表団員である唐澤企画官と島専門官のお姿を拝見しました。

ご案内の通り、その後去る3月5日になって、国際連合子どもの権利委員会から「日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見」が発出されました。そこにおいては、厚労省が管轄する児童相談所ならびに社会的養護行政に関し、第27項から29項にわたる3つの項において、生物学的家族を重視し、子どもの家族からの引き剥がしには多重な制限をかけ、施設措置のような社会的養護への児童の送り込みを予防し（脱施設化）、とりわけ児童相談所併設の保護所については全面閉鎖することなどの重要な勧告が出されました。

本日は、この国連勧告をふまえつつ、現下の児相行政について、私の代理人である [redacted] 弁護士の承認のもとで、本状を貴職に差し上げますことをお許しく下さい。

貴職もご存知の通り、子どもの権利委員会は、我が国が平成6年に批准した子どもの権利条約「において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査」（条約第43条1項）する目的で設立されたもので、締約国が義務を果たしていない点をただすことを通じ各国の子供と家族の人権を擁護するこ

とを目的として総括所見を発出しています。子どもの権利条約は、日本国内で、憲法を除く、児童福祉法や児童虐待防止法などの国内法に優位する法規範であり、平成 28 年には、児童福祉法第 1 条に同条約の遵守義務が明確に書き込まれています。

御庁は、国連子どもの権利委員会の第 4, 5 回合併審査への準備として、平成 28 年の児童福祉法改正、また、「新しい社会的養育ビジョン」(平成 29 年)を公表し、体制を整えられました。委員会は、これらについて一定の評価を与えています。しかし、それで充分であると評価するものではないとして、我が国の児童相談所による人権侵害について、いくつもの点にわたり鋭く指摘することを忘れていません。

そのなかで、緊急勧告とされた第 29 項の(a)は、総括所見の中でもっとも重要なものの一つというべきです。すなわち、

児童を家族から分離するべきか否かの決定に関して義務的司法審査を導入すること、児童の分離に関する明確な基準を定めること及び親からの子の分離が最後の手段としてのみ、それが児童の保護のために必要かつ子どもの最善の利益に合致する場合に、子及びその親の意見を聴取した後に行われるよう確保すること。

子どもの権利委員会が、現行の児童福祉法第 33 条及び児童虐待防止法第 8 条に規定された「一時保護」制度は、子どもの権利条約第 9 条 1 項及び第 37 条 (b)に違反するとの認識を持っていることは明らかです。この認識をふまえつつ、児相の親子分離によって生じている日本の子どもとその家族の人権侵害状況を早急に回復するために国内法の相当条項につき同条約に合致するよう早急な改正を求めなければならないと判断し、その改正が的確なものとなるよう、御庁における制度改善に向けた方法選択に関する裁量の幅を狭める具体的勧告を行なわざるを得なくなったものと考えられます。

国際人権規範のもとでは、これらの厳しい要件の設定と各個別事案における充足をもってはじめて親子分離が可能であるという国際社会の立場を、貴職はしっかり認識していただきたく存じます。

児童虐待防止法第 12 条が規定する親子の面会に対する制限が子どもと家族に人権侵害を加えているとの国連の認識は、総括所見の 28 項(e)の深刻な懸念に

顕れています：

施設に措置された児童が生物学的親との接触を維持する権利を剥奪されていること。

子どもの権利条約第9条3項は、「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人間的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」と規定しています。ところが、ご承知のように児相は、一時保護並びに施設措置した児童に、ほぼ例外なく生物学的親との接触を禁止し、児童の最善の利益を著しく損ねています。これは、中世並みの家族破壊であるという国連子どもの権利委員会の認識ですから、児童虐待防止法第12条は、このたびの国連勧告に則って直ちに廃止していただかなくてはなりません。

実の親との接触を児童相談所によって絶たれた子どもたちが、児相併設一時保護所で、拷問ともいふべき重大な人権侵害をうけている事実は、去る7月18日付の『朝日新聞』1面トップ記事として掲載されました。貴職ももちろんお読みになったでしょう。かねてより知られていたこのような事実をふまえ、児相併設一時保護所について、この度の総括所見は、第29項(c)で次の緊急勧告を发出しています：

児童相談所において児童を一時保護する慣行を廃止すること。

欧州においては、人権侵害が行なわれた児童収容施設には閉鎖命令が下されます。これに対し御庁は、子どもを袋に入れて木から吊るし棒で叩くような凄惨な施設内虐待が起こった千葉県之恩籠園事件ですら閉鎖命令を下しませんでした。御庁が、施設の既得権益を守らねばならないと考えていることは明らかです。

児相併設一時保護所の人権侵害について国連人権関係委員会は既に気付いており、2013年に、国連拷問等禁止委員会が勧告を出しました。しかし御庁はこれを無視し、いつまでも改善を図らず、かえって各地に一時保護所付き児童相談所を増設して、問題を拡大しました。

これに対し国連は、子どもの権利条約第37条(c)が規定する「人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で」児童が児相併設一時保護所において取り扱われておらず、児童を通学させないなど発達権の侵害がなされていることを認識し、児相併設一時保護所はもはや人権擁

護の観点からこれ以上の維持存続に耐えられないと判断して、児相併設保護所全面閉鎖を日本に対し勧告したものと考えられます。

そもそも、児相に一時保護所を併設しなければならないという規定は、児童福祉法に存在しません。御庁は、このたびの勧告と欧州の人権規範に学び、直ちに児相一時保護所の全面廃止に着手される必要があります。港区南青山などで住民の強い反対運動が起こった保護所付き児相の新增設は、もはや論外というほかありません。

このほかにも、児童相談所問題について重要な勧告がこの度の総括所見では多数出ていますが、長くなりますので省略します。

ご承知のように、国連の人権関係委員会はどれも、「報告サイクル」とよばれる過程によって、締約国の条約遵守状況にかかわる審査を定期的に行なっています。条約を批准すれば、各締約国は、この報告サイクルの過程を繰り返し辿ることを義務付けられます。サイクルが一巡した段階において出された総括所見の勧告をすべて誠実に遵守することは、とりもなおさず条約上の義務の十全な実施という国際社会の信託に応える締約国政府の責務にほかなりません。御庁が児童相談所・児童虐待行政にかかわる勧告を遵守しなければ、次回の報告サイクルの政府報告書において、御庁は遵守しない理由を子どもの権利委員会に説明しなければなりません。無視したまま放置したり、あるいは説明が委員会を満足させるものでなければ、次のサイクルでは、このたびの一時保護所閉鎖勧告のように、さらに厳しい勧告が制裁的に出されます。

国連子どもの権利委員会が、児童相談所の人権侵害について最初の勧告を発出したのは2010年でした。日本が子どもの権利条約を批准してから16年後であり、16年間は、国が国内法を改正して子どもの権利条約と矛盾ない法律を準備する時間としては十分でした。ところが、国会における法律改正や、御庁から発出された通達は、子どもの権利条約と相矛盾する内容のものばかりと断言するほどでした。国連子どもの権利委員会はこの事実に気づき、この時、日本の子どもたちと家族の人権を護る行動を開始したのです。

その時の総括所見第63項では、「児童相談所のシステム及びその作業方法に関し、リハビリテーションの成果に関する評価も含め独立した調査を委託し、次回の定期報告にこの調査結果についての情報を含める」ことが勧告されています。しかし所轄の御庁はこれを全く無視し、調査は実施されませんでした。それ

が、今回の厳しい勧告を呼び起こすことになったのです。

そもそも、このような子どもの権利条約に対する違反を引き起こし、子どもの権利委員会の関心と呼ぶ状況を作り出したのは、ひとえに御庁自身の責任です。

児童福祉法第33条があっても、平成9年までは、親の意に反する児童相談所の一時保護はほとんど行われてきませんでした。それゆえ、子どもの権利条約第9条1項に違反する人権侵害状況は日本に存在しなかったのです。

しかし、御庁児童家庭局長通知「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について(平成9年6月20日児発第434号)」(甲169号証)が発出され、状況は一変します。御庁は、「保護者の同意が得られずに行った一時保護等について、保護者等が児童の引き取りを求めてきた場合には、これを拒むこと」と通達し、以後、児相は、この通達にしたがった実務運用へと変化しました。保護者等が児童の引き取りを求めてきたときにこれを拒むことは、いうまでもなく「児童の父母の意思に反してその父母から分離されない権利」(同条約9条1項)を制約するものです。

なるほど、虐待の存在によって、一時分離が真に必要な場合もあるかもしれませんが。しかし、虐待を疑われるケースの中には、真実は虐待をしていない事案が含まれており、また比例原則の観点からは仮に虐待があってもその程度から親子分離まで必要でない状況もあります。

そこで、このような状況が生じないように、御庁は平成20年3月4日、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」という「技術的助言」を発出し、それに「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」を添付しました。そのガイドライン内の「チェックリスト」に、「虐待行為を認めているか否か」の項目を独立に設け、「虐待を認めていること」を家族再統合すなわち子供を返還する条件として設定したのです。

このため、公務の正統性を確保しようとして、児相は子供をいわば人質にとって親に虐待の自白を強要し、それが無い場合には、長期間にわたり、再統合へ向けた具体的施策を採らずに子どもの最善の利益が損なわれる事態が発生するようになりました。

子どもの権利条約9条1項の権利保障は、子と親は一体であることが子どもの最善の利益に資するとの考え方に基づくもので、親子の一体性の維持は、このたびの勧告第27項(a)にも示されている通り、同条約を含む国際人権法におい

て通底する考え方です。その重要性は、虐待の有無に拘らず親子分離判断の基底におかれなくてはなりません。そのため、仮に親の虐待が疑われるケースであっても、保護者からの引き取りを一律に拒絶する運用は行き過ぎであって、親子分離の判断・実施には、このたびの国連勧告第29項(a)が求める慎重な調査と判断が人権の観点から当然求められるのです。にもかかわらず、親の同意なき一時保護の場合に、「これを拒むこと」としたうえ、いったん一時保護をすれば虐待の認容を子ども返還の条件と御庁が通達するのは、子どもの権利条約第9条が規定する原則（親子不分離）と例外（親子分離）とを逆転させ、国際人権規範が認める親子権利を不当に制限することにほかなりませんでした。

このような国際規範に背く人権侵害行政を、御庁は直ちにやめるべきです。

児童福祉法第13条8項は、御庁が、児童相談所に勤務する児童福祉司に対する研修の基準を定めることを規定しています。つまり、児童福祉司が国際人権規範に基づき、子どもの権利実現のための具体的実践を導く能力を訓練されているかどうかは、御庁の責任です。

ところがこの研修は、内容において不徹底なもので、児童福祉司に国際人権規範に基づいた人権意識を涵養し、専門性を向上させて、もって子どもの権利条約の理念を具体的に現場で実践する担い手の創出に至るものではありません。例えば、児童相談所職員が児童福祉司の資格を取得するための研修テキストにおいて、子どもの権利条約の内容は、わずか1頁にも満たない分量しかありません。また、巻末資料集では、同条約の条文番号と見出しのみ掲載され、条文それ自体の記載すらないというありさまです。

このようなテキストを用いた研修で、児童相談所職員に国際人権規範に基づいた人権意識は涵養されないことは必然です。その結果、全国の各地で、子どもの権利を実現すべき児童相談所職員による人権侵害行為が数多く報告される事態が生じています。

このような国際人権規範を蹂躪している我が国の児相行政として、埼玉県所沢児童相談所の事例を挙げさせていただきます。

この児童相談所は、2016年に、管内狭山市の藤本羽月ちゃんの虐待を見逃し、死に追いやったことをご存知と思います。当時の広瀬正幸所長は、「警察が通告してこなかったのが悪い」と、警察にすべての責任を擦り付ける姿勢を示し、そのうえ狭山市が行なった検証にすら参加を拒否しました。本当に児相が悪くな

かったのなら、検証に参加しても全く問題なかったはずです。

ところが、こうした職務懈怠の一方で、所沢児相の現児相長である遠藤和幸は、既に6年半も、上記の国連勧告が人権侵害を指摘する、父である私とその子伶龍との面会を禁止したまま伶龍を施設に放置し、発達遅滞・生涯にわたる最善の利益侵害など、重大な人権問題をつくりだしています。

伶龍を、去る2013年5月1日に所沢児相が私から引き剥がすよう誘導したのは、当時伶龍が通っていた調布市の私立晃華学園小学校の校長でした。伶龍が担任教諭から虐待(学校体罰)を受けたため、私が抗議をしたところ、その抗議の直後に、そしてその時だけ、報復的に校長が児相通告をしたのです。このたびの国連勧告第24項(a)が問題視するように、我が国の児相は学校での虐待を全く扱いませんから、保護者は自分で学校に抗議するしか学校内児童虐待の解決方法がないのです。抗議を受けた時だけ児相に通告すべき「虐待」が偶然に起こる確率は、数理統計学で解析すると、2千万回に1回しかありません。それゆえ、このような時系列で児相通告をした背景にある晃華学園側の意図は明白で、保護者である私の「虐待」を使って、自分たちの教諭が行った学校での虐待を隠蔽しようとしたのです。ところが所沢児相は、学校体罰の被害者である伶龍を学校から排除しようとするこの学校からの通告を鵜呑みにし、一度の家庭訪問も行わず、何らの独自調査もしないまま、伶龍を「一時保護」してしまいました。その後、児相併設保護所に伶龍を7ヶ月間の長期にわたり拘束し、その間全く小学校に通わせずに、教育権を奪いました。

その間、所沢児相は、児童養護施設に伶龍を措置する申立をさいたま家庭裁判所に行ないました。その際児相が「証拠」の一つとして、児相が家裁に提出した晃華学園小学校が作成したと称する「小学校生活記録」なる文書には、文部科学省管轄の学校では全く使われない「本児」という児童福祉用語が40回以上も頻出していました。そして、父親らを原告、学校を被告とした裁判で、学校側は、この「小学校生活記録」について、見たこともない、作成にはかかわっていない、と法廷で証言しました。それゆえこの文書は、施設措置をさいたま家裁に認容させようとして所沢児相が捏造したものであることが明白です。しかし、当時はこれが明らかでなかったために、さいたま家庭裁判所は、伶龍の施設措置を認容してしまいました。

児童福祉法第48条の3等には児相並びに児童養護施設が負う家族再統合義務が規定されていますし、御庁は、「親子関係再構築支援の必要性」を唱えている

ように伺っています。即時抗告を受けた東京高等裁判所は、家裁の施設措置を認めつつも、なるべく早く伶龍を父親のもとに返還するよう児相に示唆しました。しかしながら、所沢児相は、これに馬耳東風と耳を貸さず、すでにあしかけ7年もの間、父子の関係を完全に遮断したまま、今日に至っています。

このため、伶龍に生じている発達遅滞の重大さは、誰の眼にも明らかになっています。わずか9歳で中学校の数学の問題すら解くことができ、公文の全国大会で表彰されるほど学力優秀で、進学高校から国立大学進学も十分射程に入っていた我が子伶龍は、児相が家族から引き剥がしたのち措置された児童養護施設での不適切な養育環境のため、可哀想にも大学進学が困難な職業科高校への進学を強いられました。このままでは、高卒で社会に出て非正規雇用さらにはフリーターという生涯を送ることを強いられる状況に追い込まれています。

加えて、愚息はアスペルガーに罹患していることが精神科医によって診断されています。晃華学園が伶龍を排除したもう一つの理由は、このアスペルガー症による多動性でした。これは、国連子どもの権利委員会が2010年に発出した総括所見の第62項勧告「委員会は、学校において行動面での期待を満たさない児童が、児童相談所に送致されていることを、懸念をもって注目する」を地で行く行為にほかなりません。児相のもとにいても、伶龍には、人権として、児相勤務医の診察だけでなく、保護者の推薦する児童精神科医によるセカンドオピニオン診療が国際的に認められているところです。ところが、セカンドオピニオン診療実施を私の代理人弁護士が書面で所沢児相長の遠藤に要求しても、遠藤は公務員というのに全く無視し、返信すら寄越しません。

結局、所沢児相が関心をいだいているのは、自己の公務の正当化を図るため、さいたま家裁が審判で認定しなかった「虐待」の自白を私にさせることでしかないのです。所沢児相はこのことに長期にわたり固執しており、それに父の私が応じないとして、さらなる施設措置の継続まで現在さいたま家庭裁判所に申し立てています。これは、子どもを人質にとった、憲法第38条違反の自白強要というほかありません。

伶龍の担当者を称する所沢児童相談所職員岡野清史の資質には、とりわけ、国際的人権規範や児童心理学などに関する専門性の欠如が顕著に認められます。私に関して代理人弁護士に暴言を吐き、私からのプレゼントを伶龍に渡すことの妨害など嫌がらせを行なっています。岡野には子どもの権利条約や国連勧告についての知識がまるでなく、これらを勉強しようとする姿勢すら示していま

せん。このように質が低く、市民への人権侵害を繰り返す職員が、埼玉県の児相には他にもおり、その被害児童の一人が、このたびの国連審査において子どもの権利委員会に告発を行ないました。岡野が関わったこの所沢児相の事案も、既に国連子どもの権利委員会に告発されています。

こうした質の悪い職員が児相に跋扈している大きな理由は、上述のように、御庁が責任を持つ研修プログラムが極めて不十分だからです。それゆえ、御庁におかれては、所沢児相に適切な指導を講じられ、現在所沢児相が申し立てている児福法28条2項申立取り下げによる伶龍の父親への即時返還の措置を所沢児相に行わせるなどして、人権侵害を直ちに正していただきたいものと切望いたします。

申すまでもなく、本来の児童虐待を根絶することは重要です。

しかし問題は、それを根絶すると称して、国連から厳しい多重な規制の下におくことを求められた原稿の恣意的な児童「一時保護」、それに伴う家族破壊、抗議する家族に対する児相職員による精神的拷問ともいうべき恫喝行為、国連から閉鎖勧告を受けた児相一時保護所の拘束児童に対する猥褻・暴力・行政的児童虐待、子どもの発達遅滞という最善の利益侵害等々、デパートのように多様な人権蹂躪が、今日も全国の児童相談所で発生しているのです。

そして、これだけの犠牲を日本の子どもと家族に強い、1千億円超の予算を使っても、結愛ちゃん、心愛ちゃんなどをはじめとする深刻な児童虐待は全くなくなっておりません。ところが、凶悪虐待が無くならないことを奇貨として、御庁はますます予算並びに権限獲得の動きを強め、児相はますます児童の家族からの引き剥がしと拘禁の投網を拡大させています。これによって、正常な市民の家族生活に、いっそうの重大な脅威が及んでいるのです。

これだけの犠牲を日本の一般市民に強いる、現行の「児童虐待防止」政策を続けることが、果たして合理性・正当性をもつのでしょうか。賢明な貴職には、ぜひ落ち着いて考えていただきたいものと思います。

今回の国連総括所見においては、児童虐待防止策も勧告されました。それは第24項で、「被害児童特有のニーズに関して訓練された職員により支えられた、虐待（学校におけるものも含む）及び性的搾取の被害児童のための、児童にとって利用しやすい通報、申立て及び照会メカニズムの設置を速やかに進めること」です。つまり、職員が訓練されておらず、学校体罰も扱わず、児童にとって利用しづらい現行の児相のメカニズムは、本来の児童虐待には対応できないという

国連の見解なのです。国連子どもの権利委員会は、総括所見において、御庁が求めるような現行の児相の拡大も権限強化も全く勧告していません。換言すれば、このたびの勧告において、御庁の現行の児童虐待防止の政策選択の合理性は、国際社会から破綻を宣告されたとすらいうことができます。

それゆえ御庁は、直ちに国連勧告を全面的に実行する姿勢をとり、省庁・児相管轄自治体の権益や児童養護施設等の業界団体の利権に一切足をとられることなく、児童虐待防止政策の白紙からの見直しに着手すべきです。

そうしなければ、日本政府の勧告実施の懈怠を知った国連人権関係委員会は、今後さらに厳しい勧告を日本に対してつきつけることとなるでしょう。そして、かつて人権を重んじる国際世論の包囲網と隔離被害者の集団提訴とで厚生省が放棄せざるを得なくなったハンセン病患者隔離政策の二の舞が、やがて必ずや児童相談所問題にかかわって演じられることとなるでしょう。

上記につき、表記の弁護士宛に、貴職よりご返信をいただくことを、お待ち申し上げます。

なお、実質的な内容のあるご返信を来る9月13日(金曜日)までに貴職よりいただけない場合には、本書状の全文を「児相被害を撲滅する会」ウェブサイト等において一般に公開いたしますのでお含みおきください。

時節柄、ご自愛をお祈りします。

敬具